

計算書類の注記

NPO法人さいたま市マンション管理士会

1. 重要な会計方針

活動計算書の作成は、NPO法人会計基準(2011年11月20日 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理によっています。

(2) 固定資産の減価償却方法

固定資産は、なし

(3) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

該当なし

(4) ボランティアによる役務の提供

該当なし

(5) 引当金の計上基準

引当金は、なし